

平成 29 年 12 月 19 日

（目的）

第 1 条 本規程は、一般社団法人 南信州まつかわ観光局（仮称）（以下「本法人」という。）定款第 38 条の規定に基づき、基金の募集、割当、払込、管理及び返還等に関する手続について定めることを目的とする。

（基金の種類）

第 2 条 本法人への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

（基金の募集）

第 3 条 基金の募集に際しては、理事会において、次の事項を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の募集に係る引受けの申込期間
- (3) 基金の拠出に係る金銭の払込期日又はその期間

（基金の申込み）

第 4 条 本法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 本法人の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込取扱場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (5) 基金の返還の手続
- (6) 定款に定められた事項のうち、申込者がその通知を請求した事項
- (2) 募集事項

2 申込者は、次に掲げる事項を記載した書面を本法人に交付しなければならない。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所
- (2) 引受けようとする基金の額

（基金の割当て）

第 5 条 本法人は、理事会の決議をもって、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を定める。

2 本法人は、第 3 条第 2 号に規定する引受けの申込期間の初日の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知する。

（拠出の履行）

第 6 条 前条の基金の割当てを受けた者は、第 3 条第 3 号の期日又は期間内に、指定の払込取扱場所において、割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない。

（基金管理簿）

第 7 条 本法人は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

- (1) 基金の拠出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 各拠出者が拠出した基金の額
- (3) 各拠出者が拠出した基金のうち、その一部について返還がされたときは、返還後の額

2 基金の拠出者は、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所について変更が生じたと

きは、直ちに、変更後の事項を本法人に通知しなければならない。

(債権の譲渡・質入等)

第8条 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡、質入及び信託することはできない。

(基金の返還)

第9条 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。

(基金の利息)

第10条 本法人は、基金の返還に係る債権に利息を付さないものとする。

(返還の免責)

第11条 本法人が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所宛にその旨を通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する銀行の口座に振込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務についてその責任が免除されるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。